

第 3 3 回

上富良野町農業委員会総会議事録

令和 5 年 3 月 6 日

上富良野町農業委員会

第 33 回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和 5 年 3 月 6 日 (月) 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 5 0 分

2 場 所 JA ふらの北エリア上富良野事務所 2 階 役員会議室

3 出席委員 名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
2	對馬 徹	3	上田 修一	4	荒 仁
5	沼沢 春美	6	西木 晴彦	7	小川 光洋
8	島田 政志	9	谷本 嘉彦	10	北村 啓一
11	内田 透	12	佐藤 良二	13	井村 昭次

4 欠席委員

1	前田 満				
---	------	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第 1 報告第 1 号 農業委員会事務監査結果の報告について
議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
諮問第 1 号 農用地利用集積計画の作成について
議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 4 条第の規定による許可申請について
議案第 4 号 農地法第 5 条第の規定による許可申請について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大谷 隆樹	次長	吉澤 大輔	主事	瀬川 翔太
------	-------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後1時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 全員ご起立ください。礼。ご着席ください。
只今より、第33回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、12名であります。
定数に達しておりますので、これより第33回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、
4番 荒 仁 君 5番 沼沢 春美 君 を指名いたします。

議 長 日程第2 報告第1号 「農業委員会事務監査結果の報告について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。

令和5年2月14日に実施した令和3年4月から令和4年3月に係る農業委員会事務監査の結果について、別紙のとおり報告いたします。

令和5年3月6日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

議 長 報告第1号について、對馬 徹 監査委員から補足説明をお願いします。

對馬委員 監査委員の對馬です。

令和3年度の事務監査を令和5年2月14日に第2応接室において、前田委員と上田委員の3名の監査委員で、実施しました。

農業委員会に関する法律に基づく事務及び町の委任に基づく事務並びに関係会計処理について、伝票、決議書、復命書など関係書類の資料の提出を求め、その中から抽出して点検、照合を行うとともに、事務職員から事務の執行状況及び内容の聴取を行ったところです。

その結果、事務は適正に処理されていると認められましたので、報告いたします。

議 長 報告第1号「農業委員会事務監査結果の報告について」説明していただきましたが、発言はありませんか。

島田委員 繰越金は発生しませんか。

事務局 タブレットのことでしょうか。

島田委員 そうです。

事務局 令和3年度から令和4年度に繰り越しをしてタブレットを購入したところですが、令和4年度から令和5年度への繰り越しはありません。

議 長 ほかにありませんか。

「なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。 議案第1号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の合意解約申し出のあった次の件について、審議を求める。

令和5年3月6日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされ、賃貸借権の解約が成立しております。

本件は、この後の議案第2号6番に係るものであります。

1番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに田、面積は1筆合計で9, 186㎡です。土地の引き渡し時期は令和5年2月1日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は令和10年11月30日まででした。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第4 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。 諮問第1号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局

諮問第1号について、ご説明いたします。

〇〇地区農用地利用改善事業実施組合他より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

令和5年3月6日提出 上富良野町長 斉 藤 繁

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。

所23

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに田および畑、面積は2筆合計で10,004㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。支払い方法は口座振込、支払い時期は令和5年8月31日、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所24

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに田、面積は2筆合計で9,245㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。支払い方法は口座振込、支払い時期は令和5年8月31日、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所25

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに畑、面積は1筆合計で15,000㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。支払い方法は口座振込、支払い時期は令和5年8月31日、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所26

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計5筆。地目は公簿現況ともに田および畑、公簿が山林で現況が畑。面積は5筆合計で54,212㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。支払い方法は口座振込、支払い時期は令和5年8月31日、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所27

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに田、面積は2筆合計で44,449㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇千円。支払い方法は口座振込、支払い時期は令和5年8月31日、引き渡し時期は対価の支払い日です。

賃4

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計9筆。地目は公簿現況ともに田および畑、面積は9筆合計で46,131㎡です。内容は賃貸借で、対価は〇〇〇〇千円。始期は令和5年3月7日で、終期は令和9年11月30日です。支払い方法は口座振込、支払い時期は毎年11月25日までです。

賃5

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計6筆。地目は公簿現況ともに畑、面積は6筆合計で86,309㎡です。内容は賃貸借で、対価は〇〇〇〇千円。始期は令和5年3月7日で、終期は令和9年11月30日です。支払い方法は口座振込、支払い時期は毎年11月25日までです。

賃6

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計5筆。地目は公簿現況ともに田および畑、面積は5筆合計で114,065㎡です。内容は賃貸借で、対価は〇〇〇〇千円。始期は令和5年3月7日で、終期は令和9年11月30日です。支払い方法は口座振込、支払い時期は毎年11月25日までです。

賃7

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計5筆。地目は公簿現況ともに田および畑、公簿山林で現況畑。面積は5筆合計で29,805㎡です。内容は賃貸借で、対価は〇〇〇〇千円。始期は令和5年3月7日で、終期は令和9年11月30日です。支払い方法は口座振込、支払い時期は毎年11月25日までです。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。
諮問第1号 所23番 について、提案に関する補足説明を願います。
2番 対馬 徹 委員。

対馬委員

2番 対馬です。所23番について、補足説明いたします。

令和5年2月9日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、J Aふらの北エリア上富良野事務所で開催され、売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇道路沿いになります。

〇〇さんの離農に伴い、〇〇さんへの売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所23番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所24番 について、提案に関する補足説明を願います。
10番 北村 啓一 委員。

北村委員 10番 北村です。所24番について、補足説明いたします。

令和5年2月27日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JAふらの
北エリア上富良野事務所で開催され、売買1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇と〇〇が交わる場所になります。
〇〇さんの再処分に伴い、〇〇さんへの売買となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これより質疑に入ります。

西木委員 対価ですが、ほぼ一筆の状態、何かの条件でここに至ったのか。

谷本委員 どうして〇〇万円かということか。

北村委員 従来この地区では圃場整備したところとしていないところで区別している。ここは圃
場整備していないところなので〇〇万円。

西木委員 していないのか。していないのにこんなに広いのか。

北村委員 畑のようにして作っていたから広いのではないか。

議 長 ほかにありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所24番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所25番、26番、27番 について、提案に関する補足説明を願いま
す。12番 佐藤 良二 委員。

佐藤委員 12番 佐藤です。所25、26、27番について、補足説明いたします。

令和5年2月27日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JAふらの北エリア上富良野事務所で開催され、売買3件の利用集積が成立いたしました。

所25番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

受け手 〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇付近となります。

〇〇さんの再処分に伴い、〇〇会社〇〇〇〇さんへの売買となりました。

所26番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

受け手 〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇道路、〇〇道路沿いになります。

〇〇さんの再処分に伴い、〇〇会社〇〇〇〇さんへの売買となりました。

所27番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

受け手 〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇道路、〇〇道路沿いになります。

〇〇さんの再処分に伴い、〇〇会社〇〇〇〇さんへの売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議長 これより質疑に入ります。

谷本委員 不耕作部分とあるが、結構な面積あるんですか。

事務局 所25の畑部分として利用できる面積が12,066㎡、不耕作部分が2,934㎡です。

谷本委員 図面の上の部分か。

事務局 不耕作部分とは、法面や崖にあたる部分で、元々耕作ができない部分です。

事務局 所26の〇〇〇〇番〇〇と〇〇〇〇番〇〇の面積を合算し、そのうちの畑部分として利用できる面積が30,572.4㎡、不耕作部分が2,934.6㎡です。〇〇〇〇番〇〇の畑部分として利用できる面積が12,452㎡、不耕作部分が2,421㎡です。

議長 ほかにありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所25番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号 所26番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第1号 所27番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 賃4、5、6番 について、提案に関する補足説明を願います。
2番 対馬 徹 委員。

対馬委員 2番 対馬です。賃4、5、6番について、補足説明いたします。

令和5年2月9日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、J Aふらの北エリア上富良野事務所で開催され、賃貸借3件の利用集積が成立いたしました。

賃4番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇道路沿いほかとなります。
〇〇さんの再処分に伴い、〇〇さんへの賃貸借となりました。

賃5番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇道路沿いほかとなります。
〇〇さんの再処分に伴い、〇〇さんへの賃貸借となりました。

賃6番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

受け手 ○○○○の○○会社○○○○さん。

所在地は、○○地区の○○道路沿いほかとなります。
○○さんの再処分に伴い、○○会社○○○○さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。

島田委員 賃 6 の田の賃貸料が高いと思うのですが。

事務局 はい、議案が間違っていました。田 10a あたりの単価は○○○○円が正しい数値です。訂正をお願いします。

議 長 ほかにありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第 1 号 賃 4 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第 1 号 賃 5 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、諮問第 1 号 賃 6 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第 1 号 賃 7 番 について、提案に関する補足説明を願います。
9 番 谷本 嘉彦 委員。

谷本委員 9 番 谷本です。賃 7 番について、補足説明いたします。

令和 5 年 2 月 1 4 日に○○地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、J A からの

北エリア上富良野事務所で開催され、賃貸借1件の利用集積が成立いたしました。

出し手 ○○○○の○○○○さん。

受け手 ○○○○の○○会社○○○○さん。

所在地は、○○地区の○○○○道路、○○道路沿いとなります。

○○さんの再処分に伴い、○○会社○○○○さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 賃7番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 「議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件
を議題といたします。
議案第2号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求める。

令和5年3月6日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

1 番

この件につきましては、前回総会にて保留となった案件でございます。前回総会終了後に、本人に確認したところ、贈与で進めてほしいとのことでした。相続時精算課税制度を利用する予定とのことでした。

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計39筆。地目は公簿現況ともに田および畑、面積は39筆合計で316, 217㎡です。権利移転・設定の理由は贈与となりました。

2 番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに田、面積は1筆合計で19, 824㎡です。権利移転・設定の理由は賃貸借となりました。

3 番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計3筆。地目は公簿現況ともに田、面積は3筆合計で60, 491㎡です。権利移転・設定の理由は売買となりました。

4 番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計14筆。地目は公簿現況ともに田および畑、公簿が山林で現況が畑。面積は14筆合計で138, 158㎡です。権利移転・設定の理由は賃貸借となりました。

5 番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計19筆。地目は公簿現況ともに田および畑、面積は19筆合計で40, 947㎡です。権利移転・設定の理由は使用貸借となりました。

6 番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに田、面積は1筆合計で9, 186㎡です。権利移転・設定の理由は賃貸借となりました。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第2号 1番、2番について、提案に関する補足説明をお願いします。
12番 佐藤 良二 委員。

佐藤委員 12番 佐藤です。 議案第2号 1番、2番について、補足説明いたします。

1番
出し手 ○○○○の○○○○さん。
受け手 ○○○○の○○○○さん。

所在地は、○○地区の○○沿いほかとなります。
○○○○さん高齢のため、農業後継者である○○の○○○○さんへの贈与となりました。

2番
出し手 ○○○○の○○○○さん。
受け手 ○○○○の○○○○さん。

所在地は、○○地区の○○沿いとなります。
○○○○さんの再処分に伴い、○○○○さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 1番、2番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号1番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号 3番 について、提案に関する補足説明をお願いします。

3 番 上田 修一 委員。

上田委員 3 番 上田です。議案第 2 号 3 番について、補足説明いたします。

出し手 ○○○○の○○○○さん。
受け手 ○○○○の○○○○さん。

所在地は、○○地区の○○沿いほかとなります。
○○さんの規模縮小に伴い、○○さんへの売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第 2 号 3 番 について、これより質疑に入ります。

島田委員 これ、元々あっせんの案件でしたよね

上田委員 はい、そうです。○○さんと改善組合との間で金額の折り合いがつかなかったことから、改善組合ではあっせんできないとして、個人での取引となりました。

議 長 ほかにありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第 2 号 3 番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第 2 号 4 番、5 番、6 番 について、提案に関する補足説明を願います。
10 番 北村 啓一 委員。

北村委員 10 番 北村です。議案第 2 号 4 番、5 番、6 番について、補足説明いたします。

4 番

出し手 ○○○○の○○○○さん。
受け手 ○○○○の○○○○さん。

所在地は、○○地区の○○道路沿いほかとなります。
○○さんの離農に伴い、○○さんへの賃貸借となりました。

5 番

出し手 ○○○○の○○○○さん。
受け手 ○○○○の○○○○さん。

所在地は、○○地区の○○道路、○○道路沿いとなります。
○○の○○さんが離農することから○○の○○さんへの使用貸借となりました。

6 番

出し手 ○○○○の○○○○さん。
受け手 ○○○○の○○○○さん。

所在地は、○○地区の○○道路沿いとなります。
○○さんと○○の○○さんの合意解約により、○○の○○さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 4番、5番、6番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号4番 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号5番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号6番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第3号 「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第3号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
農地法第4条の規定による農地の転用申請のあった、次の件について審議を求める。
令和5年3月6日提出 上富良野町農業委員会 会長 井村昭次

許可申請は、酪農施設建設の転用であります。
審議の資料として、農地法第4条調書をご覧ください。

1 番
土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内、計1筆。地目は公簿現況ともに畑、面積は6,055㎡です。土地所有者は〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇。転用区分は農用地区域で、工事計画は育成牛舎2,025㎡、堆肥舎450㎡、通路兼作業スペース3,580㎡。転用理由は酪農施設の建設で、工期は許可日から令和5年9月30日までです。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第3号 について、提案に関する補足説明をお願いします。
7 番 小川 光洋 委員。

小川委員 7 番 小川です。 議案第3号について、補足説明いたします。

土地所有者と転用者は 上富良野町〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区の〇〇沿いとなります。

酪農施設の育成牛舎・堆肥舎及び通路兼作業スペース等の建設のための転用であり、事業計画に問題はないと考えます。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第3号について、これより質疑に入ります。

對馬委員 図面の、赤い部分は〇〇〇〇番〇〇だと思いますが、この右側の、建物が建っているところと今回申請地の間は何にあたる部分でしょうか。

事務局 この右側の部分は、令和4年5月30日に申請があった箇所になります。転用の工事については令和4年12月30日に完了しています。

對馬委員 内地番はつかないのか。内地番の、さらに内地番にはならないのか。

事務局 元の地番の農地部分を内地番の1つめ、前回申請部分を2つめ、今回申請部分を3つめとして管理していきます。

事務局 ゆくゆくは申請部分を分筆して地目の変更をしていただきたい。

上田委員 一般の農家も、分筆しなくても倉庫を建てられるということですか。

事務局 はい、そうです。分筆は転用の条件に含まれないので、転用の各要件を満たせば分筆をせずに倉庫を建てられます。分筆はしなくても、必要な面積の算出等は必要です。

對馬委員 昔、1, 800㎡以下だとなにかなかったか。

事務局 転用面積が200㎡未満でその人が使う農業用倉庫等であれば、申請のみで転用できます。

對馬委員 申請だけで、許可を必要としないということか。

事務局 そうです。

事務局 200㎡には建物のみの面積ではなく、通路等の面積も含みます。

議 長 ほかにありませんか。

島田委員 いつもであれば5から6年前の航空写真を資料に使っていたと思うが、今回グーグルマップを使ったのはどういう理由があるのか。

事務局 この場所については先ほどの説明通り、今年度に申請があった箇所があり、つい最近グーグルマップの航空写真が更新されて令和4年夏の写真になったため、前回申請箇所の説明がしやすいと思い使用しました。
次回以降も常にグーグルマップを活用するわけではありませんが、申請箇所の説明がしやすい場合や、資料作成が簡便になる場合は利用しようと考えています。

島田委員 出来れば、新しい、近年の写真を使ってほしい。

事務局 わかりました、検討します。

對馬委員 グーグルマップをこういった場面で使用して問題はないのか。

事務局 問題とは何でしょうか。

對馬委員 使用料とか。

事務局 グーグルマップを使った資料で金銭を要求するとまずいでしょうが、今回は参考資料としてしか利用していないため問題ないです。

議 長 ほかにありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第4号 「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第4号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による許可申請のあった、次の件について審議を求める。
令和5年3月6日提出 上富良野町農業委員会会長 井村昭次

許可申請は、農家住宅の建設のための転用であります。
審議の資料として、農地法第5条調書をご覧ください。

所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内、1筆。公簿現況ともに田、面積は499㎡。
契約内容は使用貸借。転用目的は農家住宅の建設。計画内容は住宅126㎡、物置4㎡、花壇56㎡、カーポート105㎡、通路208㎡。土地所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、転用者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地利用区分は農用地区域で、転用事由は住宅、物置、カーポートの建設のためで、工期は許可日から令和5年12月31日までです。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第4号 について、提案に関する補足説明を願います。
8番 島田 政志 委員。

島田委員 8番 島田です。 議案第4号 について、補足説明いたします。

土地所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
転用者は〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は〇〇地区の〇〇道路沿いとなります。
〇〇〇〇さんは農業後継者である〇〇さんに本申請地を住宅建設用地として使用貸借をし、〇〇さんは住宅建設にあたり、隣接する所有農地の農産物の育成管理上、本申請地が最適地と思慮され、特に問題ないと思われます。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
議案第4号 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 本日の日程は、全て終了いたしました。

第33回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。礼。

以上、報告1件、諮問1件、議案4件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時50分

上記第33回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和5年3月6日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____